平成２４年（フ）第６５号
福岡県大牟田市大字唐船2082番地253
債務者　秋庭　貴美（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第５００号
熊本市東区下江津３丁目５番20号　すずらん302
債務者　吉田　勝美
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５０４号
熊本市東区若葉４丁目４番９号
債務者　川上　千佳
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５０８号
熊本県上益城郡益城町大字小谷546番地
債務者　澤田　清明
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５０９号
熊本県上益城郡益城町大字小谷546番地
債務者　澤田　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５１６号
熊本県菊池郡大津町美咲野２丁目18番１号
債務者　福本　清子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２０号
熊本市西区島崎５丁目35番23号
債務者　福岡日出子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２４号
熊本市東区御領１丁目２番108号　コーポ託麻102号
債務者　吉田　郁子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６号
山口県美祢市豊田前町麻生下10、住民票上の住所山口県光市室積正木１番20号
債務者　植本　隆道（旧名幸雄）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１１１号
北海道苫小牧市緑町１丁目21番４号
債務者　吉野美也子（旧姓草木）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１４４号
北海道苫小牧市双葉町１丁目10番15号　サンハイツ千葉２階Ｂ
債務者　佐藤　　理
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１４５号
北海道苫小牧市双葉町１丁目10番15号　サンハイツ千葉２階Ｂ
債務者　佐藤　京子（旧姓小坂田）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１４７号
北海道苫小牧市日吉町１丁目６番11―102号
債務者　生田　義孝
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１４８号
北海道苫小牧市日吉町１丁目６番11―102号
債務者　生田　景子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１５３号
北海道苫小牧市大成町１丁目11番１―703号
債務者　荒谷智亜希
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６１８号
仙台市宮城野区東仙台６丁目９番21号　安住アパート201
債務者　萱場　純子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６４３号
仙台市太白区柳生７丁目９番地の１　コーポドリームスＡ棟203、従前の住所仙台市太白区八本松１丁目13―11―815
債務者　清水川千春（旧姓下間）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係